

インフルエンザが疑われる症状がある場合

発熱から12時間が経過してから自宅近くの医療機関を受診し、インフルエンザの抗原検査を受けます。

症状が辛い場合は、発熱後12時間を経過しなくても受診してください。

発熱後24時間以内の場合は、検査を受けても陰性となることがあります。

この場合、高熱・関節痛等インフルエンザを疑わせる症状が強くなるようなら、翌日もう一度受診することをお勧めします。

- ◇ 37.5℃以上の発熱・関節痛・筋肉痛・全身倦怠感等、インフルエンザ様症状がある場合は、感染拡大防止のため**登校しないで**学校へ連絡をし、必ず近隣の医療機関を受診してください。
- ◇ 学内でインフルエンザ様症状が出た場合もただちに教務室へ報告をし、医療機関を受診してください。
- ◇ 自宅療養の指示を受けた場合は、教育的不利益が生じないように配慮しますが、連絡がない場合は配慮できない場合がありますので注意してください。

疾患名	感染経路	出席停止期間の基準
インフルエンザ	飛沫	発症(発熱)の当日を0日目として5日間かつ、解熱後2日間を経過するまで。発熱が続く場合は、更に延長する。

学生便覧 P24

《手続き》

1. 学校へ電話連絡: 発熱日時・症状を報告
2. 医療機関を受診: インフルエンザの抗原検査を受ける
3. 翌日(または当日 17:00 まで)学校へ電話: インフルエンザの型・処方内容・体温・症状
⇒ 出席停止期間を確認する
4. 毎日朝、学校へ電話: 体温・症状
5. 初回登校日の朝、教務室へ報告し、以下の書類を提出する
 - ① 受診し、治療を受けた証明となるもの
 - ・インフルエンザ診断の記載された書類
 - ・お薬のしおり
 - ② 欠席届



* 出席停止期間中に試験が組まれている場合があります。学生便覧を参照の上、適切に行動してください。

健康管理担当: 福島